

令和6年度 認定ケアマネジャー資格認定要領

1 申請（受験）資格

申請（受験）資格は、次の各号の要件を満たす者とします。

- (1) 介護保険法第7条第5項に定める介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という）の資格を有する者。
- (2) 資格試験申請時（令和6年10月1日現在（見込））にケアマネジャーとして次の①から⑨のいずれかの事業所の実務経験が通算で3年以上であること。なお、実務経験は専任に限らず兼務、非常勤の勤務期間を含む。
（実務経験の範囲）
 - ①居宅介護支援
 - ②地域包括支援センターの介護予防支援担当（介護支援専門員の有資格者としての担当経験が必要。以下「介護予防支援」とする）
 - ③小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能」とする）
 - ④認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」とする）
 - ⑤特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護含む）
 - ⑥介護老人福祉施設（地域密着型老人福祉施設入所者生活介護含む）
 - ⑦介護老人保健施設
 - ⑧介護療養型医療施設
 - ⑨介護医療院

2 受験種別

- (1) 受験種別は前記①から⑨のいずれかの事業所のうち、現在勤務している事業所（現在勤務していない場合は退職前の事業所）の種別（担当事例）により受験することになります。

また、下記3の申請手続（2）の6）に規定する資格認定試験用事例概要3例についても、現在勤務している事業所の種別（担当事例）となります。

なお、現在勤務している事業所の勤務期間が短く、同事業所の担当事例では足りない場合は、過去の勤務先の事例を加えても差し支えありません。

- (2) 事例等の取扱いについては、所属する（所属していた）事業所の了解を得るとともに、個人情報の保護に留意すること

3 申請手続

(1) 申請受付期間

資格認定試験申請書の受付期間は、令和6年6月3日（月）から7月31日（水）（必着）までとします。

なお、郵便の遅配（8月1日以降）等があった場合は、7月30日（火）の消印まで有効とし、7月31日（水）以降の日付消印では受付できませんので、ご了承下さい（お早めに申請書をお送り下さい）。

(2) 申請に必要な書類

- 1) 日本ケアマネジメント学会 認定ケアマネジャー資格認定試験個人票
- 2) 【様式1】 認定ケアマネジャー資格認定試験申請書
- 3) 【様式2】 介護支援専門員証（写し）

- 4) 【様式3】 実務経験証明書（3年以上の実務経験の証明）
- 5) 【様式4】 担当事例数及び担当事例一覧（注1）
- 6) 【様式5】 資格認定試験用事例概要3例（前項様式4の担当事例一覧の中から選ぶこと）
（注2）
- 7) 【様式6】 前項様式5の事例概要（3例）にかかる「居宅サービス計画書（1）・（2）」又は「施設サービス計画書（1）・（2）」及びアセスメント票・サービス担当者会議の要点（第4表）も含む（注3）。

（注1）担当事例数は、現在勤務している次の①～⑨のいずれかの種別の担当事例（数）となります。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ①【様式4-1】 居宅介護支援 | 20事例（受託している介護予防支援事例も可） |
| ②【様式4-1】 介護予防支援 | 20事例 |
| ③【様式4-2】 小規模多機能 | 15事例 |
| ④【様式4-3】 グループホーム | 8事例 |
| ⑤【様式4-4】 特定施設入居者生活介護 | 20事例 |
| ⑥【様式4-5】 介護老人福祉施設 | 20事例 |
| ⑦【様式4-5】 介護老人保健施設 | 20事例 |
| ⑧【様式4-5】 介護療養型医療施設 | 20事例 |
| ⑨【様式4-5】 介護医療院 | 20事例 |

（注2）提出する3事例の事例内容は次のとおりです。

- ① 居宅介護支援【様式5-1】
 - i 軽度の事例（要支援～要介護2）
※地域包括支援センターからの委託事例も認めます。
 - ii 中重度の事例（要介護3以上）
 - iii 認知症の事例（認知症高齢者日常生活自立度判定基準Ⅱa以上）
- ② 介護予防支援【様式5-2】
 - i～iiiとも介護予防支援の事例（但し、iiiは認知症の事例とする。）
※自分が担当している事例とします。委託している事例は認めません。
- ③小規模多機能【様式5-3】
 - i 軽度の事例（要介護2まで）
 - ii 中重度の事例（要介護3以上）
 - iii 認知症の行動・心理症状（BPSD）を有している事例、看取りの事例、医療ニーズの高い事例のいずれか一つ
- ④グループホーム・特定施設入居者生活介護【様式5-4】
 - i 軽度の事例（要介護2まで）
 - ii 中重度の事例（要介護3以上）
 - iii 認知症の行動・心理症状（BPSD）を有している事例、看取りの事例、医療ニーズの高い事例のいずれか一つ
- ⑤介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 【様式5-5】
 - i 退院・退所（在宅復帰など）を目指しているか退院・退所に至った事例又は要介護度が軽減された事例（事例がなければ次のii・iii項でも可）

- ii 認知症の行動・心理症状（BPSD）を有している事例
 - iii 看取りケア又は医療ニーズの高い事例
- (注3)【様式6-1】「居宅サービス計画書（1）（2）」は、介護予防支援については所属する市町村指定の様式で提出してください。小規模多機能・グループホームについては、事業所で使用している様式で提出して下さい。
- 3事例とも当該事例にかかわるアセスメント表（所属事業所で使っている様式）及びサービス担当者会議の要点（第4表）を添付して下さい。

事例提出時の留意事項

【様式5】事例の概要、【様式6-1】「居宅サービス計画書（1）（2）」・【様式6-2】「施設サービス計画書（1）（2）」およびアセスメント表・サービス担当者会議の要点を提出する際には、個人が特定されるような情報については、イニシャルとは異なるアルファベットなどの記号を用いて記入し、事業所名や電話番号等の個人情報については、マスキングを必ず行って下さい。

(3) 申請書類（学会ホームページからダウンロードできない方）

試験に関する要項・申請書類を請求する場合は、書類等の送付先住所・氏名を明記した返信用封筒（A4サイズ）に500円の切手を貼付し、学会事務局宛てに送付して下さい。

また、必ず、1-(4)の申請資格①～⑨のうち、受験種別がわかるよう記載して下さい（昼間連絡の取れる電話番号を併せて記して下さい）。

(4) 申請書類の提出方法（「認定ケアマネジャー資格認定試験書類記載マニュアル」参照）

申請書類は、上記3の(2)申請に必要な書類の1)～6)の順にセットし、それぞれの事例概要1から3【様式5】の後ろに、その事例に該当する居宅サービス計画書（1）（2）・アセスメント表・サービス担当者会議の要点をそれぞれ添付して下さい。

申請書類の正本1部（1セット）と、写し3部をそれぞれダブルクリップで留めて提出して下さい（※ホチキス留めや細かなクリップ留めはしないで下さい）。

【提出先】〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町7-9 四谷ニューマンション206

一般社団法人 日本ケアマネジメント学会 事務局

【書類審査料等の振込】申請書類提出時に必ず振込んで下さい。

(注)申請に必要な書類1) 日本ケアマネジメント学会 認定ケアマネジャー資格認定試験個人票に振込の領収書を添付して下さい。

4 資格認定試験の実施

(1) 申請書類審査

申請書類審査は、「認定ケアマネジャー資格認定実施部会」において受験資格の要件を充たしているかどうかの審査を行います（事例内容を審査するものではありません）。

また、書類審査については、書類の不備がある方のみ事務局より連絡いたします。

(2) 申請書類審査結果（受験資格の有無）の通知

申請書類審査の結果について、各申請者に対して令和6年9月下旬までに郵送で通知します。

なお、受験資格「有り」の方には、受験日時等を併せて通知いたします（受験日時の変更等のご要望には添いかねますのでご了承下さい）。

(3) 資格認定試験の実施

提出された3事例について、試験委員による口頭試験を実施します（試験時間は概ね1時間以内）ので、本学会が指定した試験開始時刻の15分前までに受付窓口にお越し下さい。

なお、試験開始時刻を10分過ぎますと受験（試験会場に入れない）することができません

ので、十分ご注意ください。

また、受験の際の資料の持ち込みは可能ですので、必要に応じてご用意下さい（ipad等の電子媒体による資料の持ち込みは禁止します）。

（注1）個人情報の掲載された持ち込み資料に関しては、受験者各自で責任を持って管理して下さい。

（注2）受験者本人の確認のため、介護支援専門員証の提示を求めますので、必ずご持参下さい。

（試験実施日）

<第1回>

- 実施日 令和6年10月12日（土）、13日（日）
- 試験会場 全国家電会館（東京都文京区湯島3-6-1）

<第2回>

- 実施日 令和6年11月2日（土）、3日（日）
- 試験会場 全国家電会館（東京都文京区湯島3-6-1）

<第3回>

- 実施日 令和6年11月9日（土）、10日（日）
- 試験会場 全国家電会館（東京都文京区湯島3-6-1）

（注）試験実施日については、受験者の状況によって変更があり得ます。
また、受験者の受験日はいずれかの日になります。

（4）試験結果の合否判定

口頭試験の合否は、試験終了後に認定ケアネジャー資格認定委員会及び試験委員の合同会議で判定し、理事会で審議・決定のうえ、令和6年12月中に郵送で通知します。

なお、電話等での合否のお問い合わせはできませんので、ご了承下さい。

（5）認定ケアマネジャー認定資格の登録

認定ケアマネジャー資格については、上記合格者で登録手続きを完了した者を認定ケアマネジャーとして登録し認定証を交付します。認定資格の有効期間は、令和7年4月1日から5年間となります。なお、認定証につきましては令和7年3月下旬までに郵送いたします。

5 申請等に必要な費用

資格試験の申請から認定証交付までに必要な費用は次のとおりです。

（1）本学会会員歴2年以上の方（令和4年6月30日までに学会会員になられた方）

- 1) 書類審査料 7,000円（申請書類提出時に払込）
- 2) 口頭試験料 25,000円（受験資格の通知後に該当者のみ払込）
- 3) 登録・認定証料 8,000円（口頭試験合格者のみ通知後に払込）

（2）本学会会員歴2年未満の方（令和4年7月1日以降に学会会員になられた方）及び学会非会員の方

- 1) 書類審査料 10,000円（申請書類提出時に払込）
- 2) 口頭試験料 35,000円（受験資格の通知後に該当者のみ払込）
- 3) 登録・認定証料 12,000円（口頭試験合格者のみ払込）

(注) 試験当日、受験できなかった場合の口頭試験料は原則として返還できません。ただし、自然災害など不可抗力により受験できなかった場合には、口頭試験料の返還の有無を資格認定委員会及び理事会の議を経て決定します。また、病気等体調不良で試験を受けることができなかった場合には、医師の診断書の提出があれば、資格認定委員会及び理事会の議を経て口頭試験料を返還いたします。

6 審査料等の払込要領

書類審査料等の払込は、上記5の(1)及び(2)の指定した時期に郵便振替用紙(青色)に下記事項を記入の上、郵便局等から振込をお願いします。

【振込先】	
口座番号	00130-8-392441
加入者名	日本ケアマネジメント学会 認定審査係
※ 日本ケアマネジメント学会会員の方は通信欄に学会会員番号を必ず記入して下さい。	

附則

本規定は、令和6年4月1日から適用する。